

コミュニティビジネス活動の経費の一部を助成します

■問い合わせ：商工観光課商工統計グループ ☎内線 404

コミュニティビジネスとは、地域の人材・ノウハウ・施設などを活用し、地域の課題をビジネス的な手法で解決しようとする事業のことです。市民を対象としたコミュニティビジネスを促進するため、その活動に必要な経費の一部について、市の予算の範囲内で補助金を交付します。

対象事業

次の全てに該当する事業

- ①市民を対象としたコミュニティビジネスであること
- ②地域の人材や資源を活用し、地域が抱える課題を有償サービスの手法により解決するための事業活動であること
- ③地域の利便性の向上または活性化に資することが期待できる事業であること
- ④発展・継続が見込まれる事業であること
- ⑤新たな就労機会（申請者本人を除く）の創出が期待できる事業であること
- ⑥公序良俗に反しない事業であること

対象者

次の全てに該当する方

- ①市内を拠点としたコミュニティビジネスを新規に起業（既に起業している場合は、新たな分野の事業活動を展開するものを含む）する市民・市民活動グループ・法人であること
- ②構成員などの2分の1以上が市内に在住していること
- ③市税・税外収入金の滞納がないこと
- ④コミュニティビジネスを行うために法律上必要とする許可・認可または登録などを受けていること（取得予定を含む）
- ⑤宗教活動や政治活動を目的としていないこと。暴力団【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。以下同じ】また暴力団の統制の下にないこと
- ⑥同一事業に関し、当該年度において、市の他の補助金など（市が補助負担金などを支出している団体からの補助金などを含む）を交付されていないこと

受付期間

6月1日（木）～30日（金）

月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分／正午～午後1時を除く

申請方法・審査

下記申請書に必要な書類を添えて申請。事業内容などを審査し、補助金交付の可否について決定します。審査結果は交付（不交付）決定通知書を送付。申請書は市公式ホームページからダウンロード可。

- ①龍ヶ崎市補助金等交付申請書（第1号から4号）
- ②誓約書

補助内容

下記の内容について補助します。補助金額は、その経費の2分の1以内の額で、50万円を上限とします。

項目	内容	補助期間の上限
賃借料	土地、建物等賃借料（礼金・敷金を除く）	24月
	設備賃借料、備品賃借料	12月
備品・消耗品	備品費（自動車を除く）	
	消耗品費	
工事費	工事費（新築・改装・機械器具設置を含む）	
役務費	広告費・宣伝費	
その他	サービス事業委託費	
	その他市長が事業の推進上特に有効と認めるもの	



※「土地、建物等賃借料」は24月を補助期間の上限とし、補助金の額は50万円を上限